

(目的)

第1条 三重県におけるエネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的として、三重県エネルギー対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) エネルギーに関するビジョンの策定と進捗管理
- (2) 新エネルギーの普及拡大に関すること。
- (3) 省エネルギー・節電に関すること。
- (4) 新エネルギーや省エネルギー技術を活用した産業振興に関すること。
- (5) エネルギー政策に関する国への提言に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事、危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて対策本部に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 対策本部の事務局は、雇用経済部ものづくり・イノベーション課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月16日から施行する。
- 2 三重県新エネルギー推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年4月4日から施行する。

別表（第3条関係）

三重県エネルギー対策本部 本部員

防 災 対 策 部 長
戦 略 企 画 部 長
総 務 部 長
医 療 保 健 部 長
子 ど も ・ 福 祉 部 長
環 境 生 活 部 長
地 域 連 携 部 長
農 林 水 産 部 長
雇 用 経 済 部 長
県 土 整 備 部 長
会計管理者兼出納局長
企 業 庁 長
病 院 事 業 庁 長
教 育 委 員 会 教 育 長
警 察 本 部 長